

フランスのセクト論争

—セクト論争への社会学的アプローチ—

田中 浩喜

はじめに

本稿は、現代フランスのセクト論争を論じた研究のサーヴェイを目的としている。1980年代から社会的に議論を巻き起こしていたセクトは、1990年代になると国家による介入を招き、その是非をめぐる論争の対象となる。そして21世紀になると、イスラームへの関心にとって代わられるかたちで鎮静化する。こうした一連の論争および出来事を、本稿では「セクト論争」と称している。

セクト論争に対するアプローチはさまざまである。セクトというレッテルを貼られた新宗教運動の研究、洗脳理論の研究、犯罪行為に対する心理学的研究、「セクト規制法」をめぐる法学的研究などである。なかでも本稿は、社会学的なアプローチを用いたものを中心に扱う。

フランス語の「セクト」という用語には、二重の用法が存在する。第一の用法は、宗教社会学で用いられる価値中立的な用法である。この用法は、M.ウェーバーとE.トレルチの宗教集団類型論に由来する。第二の用法は、通俗的に用いられる、侮蔑的な含意が込められた用法である。「犯罪」や「危険」というイメージと結びついている、日本語および英語の「カルト」という語がこれにあたる。本稿が扱うのは、社会問題化した第二の意味での「セクト」である。言うまでもなく、筆者がこの用語を用いるとき、筆者は特定の宗教運動を蔑視しているのではなく、社会によって「セクト」だと認識されている宗教運動を意味している。

1789年の大革命以降、フランス共和国はカトリック教会との闘争のなかで、「宗教」との独特な関係性を形成してきた。いわゆるライシテである⁽¹⁾。この意味で、「ライシテ法」とも呼ばれる1905年法は象徴的な意味を持つ。とはいえ、当時「宗教」という範疇で想定されていたのは、カトリック・プロテスタント二派（ルター派とカルヴァン派）・ユダヤ教でしかなかった。しかし今日の宗教状況を一瞥すれば、「宗教」という範疇の内実は非常に多様化しており、カトリック、プロテスタント、ユダヤ教といった「伝統宗教」も近代化に伴う変容を免れていない。すなわち、フランスにおける宗教状況は大きく変化したのである。こうした文脈のなかで、戦後存在感を増してきたのが、イスラームおよび新宗教運動である。

フランス研究において、イスラームはしばしば主題として扱われている。とりわけ、1989年以降の「スカーフ論争」や、「イスラモフォビア」などの、イスラーム論争を考える上で避けては通れないものになっている。これらについてここで論じることはしないが、「ライシテ対イスラーム」という図式を描くことで、双方は「本質的に」相容れないとする本質主義的二元論が展開されることも少なくない⁽²⁾。

その一方で、近年におけるフランスの新宗教運動への注目度は、イスラームと比べて相対的に

低いと言わざるを得ない⁽³⁾。その結果、社会問題化した「セクト」はあまり注目されていないのが現状である。しかし筆者の考えでは、社会との関係性のなかでセクトを考えることは十分に今日的な意義を持ちうる。なぜなら、こうしたアプローチは、セクトという宗教集団のみならず、イスラーム論争とセクト論争の双方に直面するフランス社会も映し出すからである。

実際のところ、共に 1980 年代以降に社会問題化しており、公権力が積極的な規制に乗り出したのも共に 1990 年代以降である。イスラーム論争は 2004 年の「スカーフ禁止法」に行き着くが、セクト論争はこれより早く 2001 年に「セクト規制法」の制定をみている。さらに、これらの議論に際して取り上げられた原則は、ともにライシテであった⁽⁴⁾。この見方からすると、セクト論争もイスラーム論争も共に、セクトやイスラームそれ自体のみならず、フランス社会とライシテを説明する必要が生じる。つまり、社会との関係性のなかでこれらの論争を考察する社会学のアプローチは、フランス社会とライシテの考察を交点として、セクト論争をイスラーム論争の補助線として用いることを可能にするのである。

アクチュアルなイスラーム論争の補助線として一役買えることに加え、セクト論争の研究は、フランス社会の「宗教」概念の再検討にも資するだろう。「宗教」概念が社会的構築物であるという見方に立てば⁽⁵⁾、セクト論争の研究は、当該社会にとってどのような宗教が「正常 normal」もしくは「病理的 pathologique」なのかを、そしてなぜその宗教が「正常」もしくは「病理的」なのかを明らかにしうる。実際、ある国家ではセクトと考えられているにもかかわらず、他の国家では宗教と考えられている集団が存在する。「われわれは、それを犯罪だから非難するのではなく、われわれがそれを非難するから犯罪なのである」とは、フランス宗教社会学の泰斗エミール・デュルケムの言⁽⁶⁾である。

1. フランスにおけるセクト論争の経緯

研究の紹介に入る前に、日本ではあまり知られていない、フランスにおけるセクト論争の経緯を概観しておくことが必要かと思われる。筆者は、1980 年代以降のフランスにおけるセクト論争を三つの段階に区分して概観する。これはセクトに対する公権力の姿勢に依拠した区分である。第一段階では、公権力はセクトへの介入を控えていたが、第二段階では一変してヨーロッパでもっとも積極的なセクト対策を行った。第三段階では、従来の積極的なセクト対策を緩和させた。

1-1 セクト論争の第一段階

セクト論争の第一段階は、セクトが社会問題化した 1980 年代から、後に述べる「ギューヤール報告書」が提出された 1995 年までの期間である。1978 年 11 月にガイアナで人民寺院の集団自殺事件が起こり、セクトが国際的に注目を浴びるようになった。フランスでは 1983 年に「ヴィヴィアン報告書」（正式名称は『フランスのセクト—道徳における自由の現れかマインドコントロールか』）⁽⁷⁾が社会党代議士アラン・ヴィヴィアンによって提出された。しかし同報告書は具体的な政策実行には移されることなく、事実上無視されていた。その理由としては「宗教的自由」が挙げられる。ヨーロッパ各国において憲法上保障されている宗教的自由が、社会秩序を維持するための国家による介入を妨げていたのである。

ところが、1993 年にはブランチ・ダビディアン事件⁽⁸⁾、1994 年には太陽寺院による集団自殺

事件⁹⁾、1995年にはオウム真理教による地下鉄サリン事件が立て続けに起こる。これを受けて1995年12月22日には、いわゆる「ギュイヤール報告書」(正式名称は『フランスのセクト』)¹⁰⁾が国民議会に提出されることになる。

1-2 セクト論争の第二段階

セクト論争の第二段階は、1996年から2002年までであり、セクト対策が公権力によってもっとも積極的に行われた時期にあたる。173の新宗教運動をセクトとしてリストアップしたことで悪名高い「ギュイヤール報告書」は、世界的に多くの議論を呼んだ。同報告書の起草にあたり、宗教学者はセクトに好意的だとされ、参考人として呼ばれなかった。同報告書の提言は早々と実現され、1996年5月には「各省合同セクト監視機関 *Observatoire interministériel sur les sectes*」が設立される。1998年10月には「各省合同対セクト闘争機関 *Mission interministérielle de lutte contre les sectes*」(以後 *Mils* と表記する)に刷新され、より積極的なセクト対策を行うようになる。そして、2001年には「セクト規制法」(正式名称は「人権及び取締を強化する 2001年6月12日の法律」)が成立する。

また国際的な視点からすると、「ギュイヤール報告書」はヨーロッパ各国におけるセクト対策のきっかけとなった。とはいえ、各国が様なセクト対策を敷いたわけではない。イギリスやドイツが比較的慎重なセクト対策を行ったのに対して、フランスやベルギーは積極的なセクト対策を行った。

1-3 セクト論争の第三段階

セクト論争の第三段階は、「セクト的逸脱に対する監視と闘争の各省合同機関 *Mission interministérielle de vigilance et de lutte contre les dérives sectaires*」(以後 *Miviludes* と表記する)が設置された2002年から現在にかけてである。前述の *Mils* は2002年の大統領選挙を境に解散し、*Miviludes* として再編成された。前者は「セクト」そのものを関心対象にしていたが、後者はその対象を「セクト的逸脱 *dérive sectaire*」に限定している。すなわち、宗教運動そのものを取り締まるのではなく、それが引き起こす逸脱行為のみを取り締まるようになったのである。このように、第三段階においては、第二段階の積極的なセクト対策への姿勢が緩和された。

ここまで、フランスにおけるセクト論争の経緯を三段階に分けて概観した。以下では、セクト論争の研究を順次紹介する。第2章では日本の研究を紹介する。フランスのセクト論争は社会学と法学の両分野で扱われていたが、現在では後景化していることを述べる。第3章では、フランスの研究を紹介する。論集を中心に呈示しつつ、フランスのセクト論争研究にどのような論点が存在するのか、またどのような変化があるのかを明らかにする。その際に、セクト論争の第二段階から第三段階にかけて、次第にセクト論争が多角的に議論されるようになっていくことを示す。第4章では、イギリス宗教社会学の大御所ジェームズ・A・ベックフォード、フランス宗教社会学の大家ダニエル・エルヴェ＝レジェ、そしてセクト論争の専門家ナタリ・リュカの議論を順に取り上げる。三者の議論を詳しくみることによって、セクト論争の論じられ方がより明確になるだろう。二人のフランス人研究者のなかにイギリス人研究者であるベックフォードを加えたのは、フ

ランスの外側からみたフランスのセクト論争の様相を示すためである。いずれも社会学的アプローチを用いているが、論点や立場性は異なっている⁽¹¹⁾。

2. 日本におけるフランスのセクト論争研究

フランスにおけるセクト論争の研究については、日本においても一定の蓄積がある。とはいえ、この分野を扱った日本の研究の数は限られているため、ここでは社会学的アプローチからの研究に加えて法学的アプローチからの研究も紹介する⁽¹²⁾。

2-1 法学的アプローチから

早い段階でこの分野を扱ったものに、大石眞の論説「いわゆるセクトをめぐる法律問題—教会・国家関係の新局面」(1991,1992,1993)⁽¹³⁾が挙げられる。セクト論争の第一段階に当たる1991年の時点で、大石は「フランスの最近の代表的な人権概説書を繙くと、宗教的自由に関連して、従来見られなかった論述が加わっていることに気づく」⁽¹⁴⁾として、人権論の観点からセクト論争の法学的分析を試みている。「フランス法とセクト問題」と題された章では、いくつかのセクトが関わる過去の訴訟事件を分析しながら、フランスにおける公法原理とセクト論争の関係を論じている。興味深いのは、大石が「各国における教会・国家関係の憲法上の相違や裁判所制度のちがいにみてもかかわらず、セクト現象のもつ問題性やこれに対する公的な対応には、それほど大きな隔たりは見られない」⁽¹⁵⁾としている点である。セクト論争の第二段階でフランスがセクト対策においてヨーロッパの筆頭に躍り出たこととは対照的に、第一段階におけるフランスの慎重さを窺わせる分析となっている。

小泉洋一は、ライシテとの関係性から、フランスにおけるセクト論争の法学的分析を行っている。『政教分離の法』(2005)⁽¹⁶⁾において、小泉はセクト規制法をスカーフ禁止法と並ぶ「ライシテに関する新しい諸法律」として扱っている。両法律の共通点として、従来フランスにはなかった新たな社会問題に対応していること、ライシテの原則に関わりをもち、その点で1905年法を補足する法律であること、社会問題にたいする立法者の積極的な姿勢のあらわれであり、フランス独自の制度を規定したことの三点を挙げている。本書はこのようにスカーフ禁止法とセクト規制法の並行性を指摘した数少ない日本の研究である。

また、翌年の論考「フランスにおけるセクト対策と信教の自由」(2006)⁽¹⁷⁾では、1995年から執筆時までのフランスにおけるセクト論争を扱っている。そこでは法案審議における規制の本丸がセクトであったことは間違いないとし、「こうみるとセクト規制法には法律の目的と適用範囲には奇妙な齟齬があると言わざるを得ない」⁽¹⁸⁾と指摘している。この論考ではセクト論争の第三段階にも目が向けられている点が意義深い。小泉によると、Miviludesの設置は、人権侵害行為や違法行為に焦点を絞り Mils の行き過ぎたセクト対策を是正したという点で「進歩」である。

2-2 社会学的アプローチから

宗教社会学的観点からヨーロッパのセクト対策を研究したものとしては、阿部美哉の『現代宗教の反近代性—カルトと原理主義』(1996)⁽¹⁹⁾がある。阿部は、原理主義とカルトの台頭はともに、

西洋的近代性の産物である普遍的な「世俗化への挑戦」であるとして、「ポストモダンの可能性を示唆する運動」だという見方をとる。欧州議会、アメリカ、フランスなどのセクト対策を分析しながら、これらの反応は「フランス社会はもとより、ヨーロッパ社会全体が、伝統的キリスト教的な秩序に対する非キリスト教的カルトの攻勢に対するとまどいを感じていることを感じさせるものである」⁽²⁰⁾と診断している。

中野毅の『宗教の復権—グローバリゼーション・カルト論争・ナショナリズム』(2002)⁽²¹⁾は、カルト論争とナショナリズムの興隆を、グローバル化という視座から捉える。とりわけ第2部第4章は、90年代ヨーロッパのセクト論争に対する包括的な視野を提供しており、フランス、ドイツ、ベルギー、欧州議会、および欧州会議のセクト対策が分析されている。セクト論争に対して、フランスとベルギーがナショナルスティックで厳しい姿勢を示したのに対し、ドイツは比較的寛容な「宗教的多元主義国家像」を呈示している、と中野は診断する。とりわけフランスのセクト対策に関しては、ヴィヴィアン報告書を強く批判し、それを「潜在的な宗教的ナショナリズム」である「文化ナショナリズム」の現れであると指摘する。

ここまで日本の研究を概観した。法学からは、小泉洋一の研究を中心として、第一段階から第三段階までセクト論争への関心が比較的維持されている。しかし、宗教社会学からは、セクト論争がもっとも注目を浴びた第二段階のみを論じたものが多い。加えて2001年の衝撃的な事件以降、イスラームに関心が移行したからか、宗教社会学においてフランスのセクト論争は下火になっている。すなわち、セクトに対するフランスの姿勢としては、第二段階の積極的な規制のイメージだけが、日本の宗教社会学に輸入されていることになる。こうした点で、日本の宗教社会学におけるフランスのセクト論争には未だ研究の余地があると言えるだろう。それでは、社会学的研究のためには、どのような論点が必要になってくるのだろうか。以下では、フランスにおける研究動向を紹介しながら、セクト論争の社会学的アプローチにはどのような論点があるかを呈示する。

3. フランスにおける研究動向

1995年12月22日に提出された「ギュイヤール報告書」、そして翌日にヴェルコールで起きた太陽寺院の集団自殺事件を皮切りに、フランスではセクトが学問的にも世論的にも大きな注目を浴びるようになった。当時、宗教研究者はセクトに対して好意的な姿勢を示し事件を防止できなかったとして、メディアや世論から非難を浴びた。国立科学研究センター(Centre national de la recherche scientifique, 通称 CNRS)は、「国立セクト勧誘センター」(Centre national de recrutement des sectes, 同じく頭文字は CNRS)と揶揄されたほどである。

3-1 *Pour en finir avec les sectes : Le débat sur le rapport de la commission parlementaire* (『セクトと訣別するために—議会報告書に関する議論』)

「ギュイヤール報告書」の提出を受けて、新宗教運動研究センター(CESNUR)のディレクターであるマッシモ・イントロヴィーニョとゴードン・メルトンを中心に、『セクトと訣別するために—議会報告書に関する議論』⁽²²⁾が翌1996年に早くも刊行された。エミール・プラヤジ

ジャン・ボベロといったフランスの宗教社会学者に加え、ブライアン・ウィルソン、ジェームズ・T・リチャードソン、アイリーン・パーカーといった著名なアングロサクソンの新宗教研究者が多く名を連ね、フランスの研究者はむしろ少数派となっている。同書では、ギューヤール報告書批判が中心となっており、セクト論争についての多角的な議論が展開されているとは言い難い。

なかでもイントロヴィーニュは、学問における「セクト」という用語は混乱を招くだけであるうえに、社会学的定義が不可能であることから、その使用を止めて「新宗教運動」という語を使うべきだとまで主張している⁽²³⁾。しかし筆者の考えでは、こうした主張は、ウェーバー・トレルチの類型論といった、社会学の学問的蓄積を諦めてしまうことになるだけでなく、実際にセクトが社会問題化しているという社会的事実を蓋をしてしまう。

本書についても一つ付け加えるならば、「ギューヤール報告書」に対するフランス・プロテスタント連盟⁽²⁴⁾およびフランス司教会議⁽²⁵⁾の声明が附録されている。両者は同報告書がセクト特別立法ではなく既存の法的措置を活用する方向性が妥当であると判断したことを賞賛した上で、セクトの問題への慎重かつ効果的な対応を呼びかけている。ここで彼らは、行き過ぎたセクト対策の結果、自身の教派に属する小集団が、セクトと同一視されてしまう可能性を危惧している。

3-2 *Sectes et Démocratie* (『セクトとデモクラシー』)

1999年には、フランソワーズ・シャンピオンとマルティン・コーエンが編者をつとめた『セクトとデモクラシー』⁽²⁶⁾が出版されている。『セクトと訣別するために——議会報告書に関する議論』では、ギューヤール報告書批判と新宗教運動の擁護の色が濃かったが、本書ではより広い視野が呈示されており、セクト論争が多角的に議論されている。またセクト論争の第二段階に位置するため、セクト特別立法への言及も数多くなされている。以下では、現在も意義があると思われる議論をいくつか取り上げる。

ジャン・ボベロは、現代のセクト論争をライシテの歴史のなかに位置づける⁽²⁷⁾。そして、「良心の自由」と「思想の自由」という二つの理念型を用いながらフランスのライシテに未だ存在する緊張関係を理解することが有効だという。革命からのライシテの通史をこれらの理念型で分析しながら、セクトに対する批判はかつての修道会に対する批判と類似していると指摘する。修道会もセクトも、個人の理性的な「思想の自由」を奪っているとして非難されたのである。しかしボベロによると、両者に対する批判の決定的な違いは、修道会に対する批判には市民社会による十分な議論が存在したものの、セクトに対する今日の批判には市民社会の問題に対する理解が不足している点にあり、この観点から、ボベロはINFORM⁽²⁸⁾のような国立機関の設置を提案している。

EU全体を視野に入れるシルヴィオ・フェラリは、現代の「ライクな国家」はイスラームや新宗教運動の台頭により困難に直面すると論じている⁽²⁹⁾。なぜなら「ライクな国家」は原則として、宗教に介入してはならないからだ。実際のところ、こうした困難に直面してEU諸国は「無権限の原則 *principe d'incompétence*」に制限を加え、介入を可能にしようと試みた。しかし、フェラリは宗教的に無権限でないライシテなどありえるのかと問う。そして、セクト特別立法は、「実際の法的空白を埋める必要性というよりも、気がかりな現象をお払い箱にしたいという願望

に答えているようにみえる」⁽³⁰⁾と指摘している。

3-3 *Quelles régulations pour les nouveaux mouvements religieux et les dérives sectaires dans l'Union européenne ?* (『EUにおける新宗教運動とセクト的逸脱への規制にはいかなるものがあるか』)

2010年には、ナタリ・リュカのイニシアチブで「EUにおける新宗教運動とセクト的逸脱への規制にはいかなるものがあるか」と銘打たれた公開シンポジウムが催された。登壇者には、ジャン＝ポール・ヴィレーム、ジャン・ボベロといったフランスの宗教学者だけでなく、イギリス、イタリア、スペインの宗教学者らも名を連ねる。意義深いのは、研究者だけでなく、Miviludesの事務局長アメリ・クラディエールや内務省宗教局の局長ベルトラン・ゴームも登壇者として参加していることだ。この公開シンポジウムは質疑応答を含めて文字化され、出版されている⁽³¹⁾。本書ではフランス以外にも、ベルギー、スイス、イギリス、スペイン、イタリアの事例が報告されている。

ジャン＝ポール・ヴィレームは、ヨーロッパにおけるセクト論争を三つのより広い視座に据えて議論する。まず、セクト対策は各国の政教関係の多様性を反映している。フランスのモデルが「カトライシテ *catho-laïcité*」⁽³²⁾である。つぎに、セクトの台頭をいわゆる「宗教の回帰」の一部として位置づける。宗教的なものが政治化するという現象は、今日あらゆる領域でみられる。この現象は、必ずしも社会問題化するわけではなく、大半は社会のなかで問題なく起きている。セクトという社会問題は、こうしたより大きな潮流の中で捉えられるべきだという。最後に、今日のヨーロッパが共有する価値としてのライシテが、承認と対話に向かう必要があるとする。すなわち、社会における宗教的なものの必要性や有用性を積極的に認める、承認のライシテ *laïcité de reconnaissance* の必要性を強調している。とはいえセクト対策については必ずしも否定的ではない。民主主義の枠組みのなかで、逸脱行為への国家による警戒と対策は、他の領域と同じように宗教の領域でも必要だと論じている⁽³³⁾。

第二セッションではフランスの事例が扱われている。ここでは宗教社会学者のパトリス・ロランドによる分析を概観しよう⁽³⁴⁾。ロランドによると、1905年法に定められた非承認の原則 *principe de non reconnaissance* と中立性の原則 *principe de neutralité* は、フランスにおける宗教規制に困難をもたらしている。前者は「信念や実践を宗教的だと判断する資格は誰にあるのか」という問題を、後者は「共和国はいかにして宗教的領域に介入することができるか」という困難を生む。こうした困難のなか、セクトへの介入のための口実としては、まずは公共秩序と他者の権利がある。つぎに、よりイデオロギー的でフランス的な、「ライシテへの直接的な言及」がある。後者は、1905年法の制定を巡った自由主義陣営と共和主義陣営の対決にまで遡ることができる。そして、「[今日の]共和国では「セクト」に関して同様の対立が繰り返されているように思える」と指摘する⁽³⁵⁾。

3-4 『ルモンド宗教』のセクト特集

2013年には雑誌『ルモンド宗教』で「セクト、そして新宗教運動」と題した特集が生まれ、別冊として刊行されている⁽³⁶⁾。執筆者の多くは宗教学者で、ナタリ・リュカやマッシモ・イン

トロヴィーニュといった名前もある。諸宗教内部におけるセクトの問題（つまり分派や異端の問題）を始めとして、洗脳、予防といった様々なトピックが設けられており、フランスだけでなく様々な国や地域のセクト論争が扱われていることが注目に値する。その一方で、セクト論争の第三段階における国家によるセクト対策にも関心が維持されている。

第1項「定義」を担当しているのが、エリック・ヴァンソンである⁽³⁷⁾。ヴァンソンは、鎮静化したセクト論争がイスラーム過激派によって再び前景化していると指摘する。というのも、たとえば過激派集団ボコ・ハラムはしばしば「イスラーム主義セクト」や「イスラーム的セクト」と形容されるからである。近年の中東における過激派組織の台頭という文脈のなかで、「セクト」という用語が新宗教運動のみならずイスラーム過激派に対して用いられるようになったことは、当該社会の問題関心に応じて「セクト」という語の用法が変化していることを物語っている。

また、国家によるセクト対策に対する批判的姿勢も維持されている。フランスにおけるセクト論争を扱った第16項では、Miviludes 代表セルジュ・ブリスコ⁽³⁸⁾と宗教社会学者ラファエル・リオジェへのインタビューが掲載されている⁽³⁹⁾。同じ質問に対する二人の返答は、それぞれの立場の違いを浮き彫りにする。たとえば、フランスのセクトに対する政策について、前者は Miviludes の設置以降は「セクト的逸脱の予防とそれへの戦い」だとするが、後者は「法学的・社会学的な一貫性の無さが、その性格の本質」だと批判している。

本章で取り上げた4つの文献は、セクト論争の第二段階および第三段階に出版されている。最初は「ギューヤール報告書」の批判に議論が集中していたものの、次第にセクト論争についてのより多角的な議論がなされるようになっていく。そして、セクト論争が下火になった第三段階以降も、セクト論争への関心が様々な領域と結びつきながら維持されている。

4. ジェームズ・A・ベックフォード、ダニエル・エルヴュー＝レジェ、ナタリ・リュカの議論

以下ではジェームズ・A・ベックフォード、ダニエル・エルヴュー＝レジェ、ナタリ・リュカの議論を大きく取り上げる。ベックフォードとエルヴュー＝レジェの議論はセクト論争の第二段階に、リュカの議論は第三段階にあたる。

4-1 ジェームズ・A・ベックフォード “‘Laïcité,’ ‘Dystopia,’ and the Reaction to New Religious Movements in France” (『ライシテ』『ディストピア』フランスの新宗教運動への反応)

ジェームズ・A・ベックフォードは英国ウォーリック大学名誉教授で、1999年から2003年にかけて国際宗教社会学会の会長を務めた英国宗教学の大家である。INFORM のメンバーでもあり、新宗教運動研究を積極的に行ってきた。まずはベックフォードの議論を追うことで、フランスのセクト論争がイギリスでどのように評価されていたのかをみてみよう。

本節では、ベックフォードの『ライシテ』『ディストピア』フランスの新宗教運動への反応(2004)⁽⁴⁰⁾を紹介する。この論文は2001年の国際宗教社会学会の年次大会で発表されたものであるから、時期的にはセクト論争の第二段階にあたる。

ベックフォードは「ライシテというイデオロギーがフランスの公共生活、とりわけ公共教育制

度を形作っているという事実を加味せずに、フランスの状況を理解するのは不可能」⁽⁴¹⁾だと確信している。彼はライシテを、「宗教的な信仰や実践への参加の度合いの低下という意味での世俗化とは大きく異なる」ものであり、「宗教を国家制度から排除し、非宗教的な合理性や道徳という原理を植え付ける、非常に積極的なコミットメント」⁽⁴²⁾であり、「宗教の代替物」と捉えている。さらに、1901年法と1905年法という法人格を定める法律間の差異は、実質的にはナポレオンのコンコルダ体制を引き継ぐ「公認宗教体制」をなしていると指摘する。

ライシテに対して批判的な評価が下される一方、新宗教運動はどうだろうか。バックフォードによれば、新宗教運動の価値や実践は今日の社会変化や価値に適応している。新宗教運動は成功や繁栄、めまぐるしく変化する社会でより良く生きるためのテクニックなどを提供する。では、反セクト感情の源泉はどこにあるのか。それは、「[新宗教運動が]全く見ず知らずのものであるとか、今日の支配的な価値と全く噛み合わないといった認識に基づいているのではない。この反感は、新宗教運動が多く の点において、普通の現象に『あまりに適合しすぎている』ことにある。フランスの反カルト組織が怒っているのは、新宗教運動が、社会的・技術的・文化的な変化がもたらした機会を不当に利用しているからなのだ」⁽⁴³⁾。

さて、バックフォードの中心的主張は、フランスのライシテが「ディストピア」に陥っているという点にある。ディストピアとは「馴染みのある価値が体系的に崩壊すること」⁽⁴⁴⁾を指す。こうなると、従来ポジティブな価値を持っていたもの（つまりライシテ）が、ネガティブな価値になってしまう。フランスにおける積極的なセクト対策は、こうした現象を表面化するものとして描かれている。

ライシテのディストピア化はフランスが抱える三つのジレンマに由来するという。第一のジレンマは、理性と非理性が紙一重であることだ。ライシテの礎石となっているのは理性主義と実証主義だが、ここからの逸脱は実に容易い。第二は、他者性への恐怖だ。これが、見慣れぬ新宗教運動に対する反セクト的感情の源泉になっているという。第三は、新たな情報技術の発展だ。セクト批判者は、情報技術の発達が「セクト」の拡大やマインドコントロールの温床になっていると考えているのだという。

バックフォードによれば、フランスの特殊性は以下の三点にある。第一、フランス国家がセクトに対して高いレベルの警戒を行っていること。第二に、フランスの議会政治において、セクトという「悪」を抑圧することに關するほぼ満場一致のコンセンサスが形成されていること。第三に、議会政治と同じくフランス世論もまた、セクトに対して厳しい姿勢で臨んでいることである。こうしたフランスの特殊性から、バックフォードは「ワインとは違って、フランスの反カルト政策が流通することはないだろう」⁽⁴⁵⁾と締めくくっている。

バックフォードがフランスのライシテに注ぐ視線は厳しい。実際、フランスのライシテは20世紀後半以降硬直化し、右派にも回収される原理となっている⁽⁴⁶⁾。とはいえ、ライシテの中心的な法源である1905年法自体は自由主義的な性格を持っていることが学説の中心になっている事実は強調しておかねばならない⁽⁴⁷⁾。さらに、21世紀にかけてライシテは時代に応じて変化してきたのであって、それも忘れられるべきではないだろう⁽⁴⁸⁾。この観点からすると、バックフォードのライシテ観はむしろ、「戦闘的なライシテ *laïcité militante*」とも呼ばれるライシズム⁽⁴⁹⁾に近いものである。

4-2 ダニエル・エルヴェー＝レジェ *La religion en miettes ou la question des sectes* (『バラバラになった宗教とセクト問題』)

ダニエル・エルヴェー＝レジェは、2004年から2009年まで社会科学高等研究院（EHESS）の代表を務め、現在は研究イノベーション国家戦略（SNRI）の局長を務める。J.P.ヴィレームやJ.ボベロと並ぶフランスの代表的な宗教社会学者の一人である。

『バラバラになった宗教とセクト問題』（2001）⁽⁵⁰⁾では三つの切り口からセクト論争にアプローチしている。まず、第1章「セクトの脅威と格闘するフランス」と第2章「セクト——不明瞭な対象」では、フランスのセクト対策や宗教制度が分析される。次に、第3章「現代の信仰、自己実現という近代的地平」、第4章「意味の市場における治癒の探求：現代宗教の新しい経済」、第5章「宗教共同体の新しい形態」では、現代社会における信じること *le croire* の様相が描き出される。最後に、第6章「何ができるか？」と結論では、再びフランスの文脈に戻り、具体的な提言と今後の諸課題が示される。

予め要点をまとめておこう。エルヴェー＝レジェによれば、セクト論争はライシテが今日の宗教状況に適応できていないことを示している。現代社会において宗教は個人化・主観化しており、それに伴って宗教状況の多元化が生じている。カトリックを念頭に置いた宗教制度はこうした宗教状況を受け入れることができない。こうした問題意識の下で、エルヴェー＝レジェはフランスの政治的伝統を考慮に入れた提言をなすのである。以下では、上に述べた三つの切り口のそれぞれを要約して紹介する。

まずは一つめのフランスにおけるセクト対策や宗教制度について。エルヴェー＝レジェはフランスの宗教制度は「カトリック・モデル」であり、「セクトとの戦いにおける中心的な問題意識は、行き過ぎたり道を踏み外したりした宗教性が引き起こしかねない逸脱を予防するという大義名分ではなく、なによりも、宗派モデルの弱体化による宗教制度の崩壊なのだ」⁽⁵¹⁾と指摘する。このように、フランスのセクト対策は、宗教的多元化による従来の宗教制度の崩壊への拒否反応だと分析されている。

加えて、フランスの積極的なセクト対策が「公衆衛生キャンペーン」の様相を呈しているとも強調されている。セクトは「感染した個人を媒介に、社会という身体全体を蝕みかねない病気のようなもの」⁽⁵²⁾として認識されているのである。そしてセクト信者は病人だという認識が、一連のセクト対策や「マインドコントロール」論の根底にあるという。あらゆる責任が個人に帰される近代社会において、「自身の欠落した経歴に尊厳を与えるには、服従してきた圧力が逆らい難いものだったと主張することが、唯一の方法なのである」⁽⁵³⁾。

二つめの現代社会における信じることの様相について。エルヴェー＝レジェによると、信じることの個人化や主観化はスピリチュアルな需要の多元化をもたらす。しかしそれは、信じることの様相を無限にアトム化していくどころか、信じることの様相の逆説的な均質化を引き起こす。というのも、人間が持つ関心はある程度共通しているからだ。現代社会における信じることの傾向としては「現世志向」「自分らしさ」「即効性」などがある。なかでも強調されるのは「自己実現」である。「自己実現があらゆる領域で義務と化している」近代社会において、自己実現はもはや「支配的傾向」となっているのである⁽⁵⁴⁾。

最後には具体的な提言と今後の諸課題が示される。歴史的遺産を背負った近代的宗教制度と現代社会における信じることの間には不協和音が鳴り響くなかで、国家には何ができるかが論点になっている。裁判所にケースバイケースの判断を委ねることは、普遍性を志向するフランスの政治的伝統には適合しない。重要なのは、現代社会における多元化や個人化が不可逆であることを受け入れ、既存の制度をそれに適応させることだという。こうした視点から、エルヴュー＝レジェは「ライシテ高等委員会」の設置を提案する。従来は宗教問題に対してケースバイケースでの対応をしてきたが、フランスの政治的伝統を考慮すれば、宗教問題を包括的に扱う機関の建設が必要だという⁽⁵⁵⁾。

4-3 ナタリ・リュカ *Individus et pouvoirs face aux sectes* (『セクトに対峙する個人と国家』)

ナタリ・リュカは現在フランス国立科学研究センター (CNRS) の研究ディレクターで、社会科学高等研究院 (EHESS) に設置された「宗教事象学際研究センター」(CEIFR) を拠点として活動している。パリ第十大学で人類学を専攻し、エルヴュー＝レジェのもとで宗教社会学を学んだ。

リュカの著作のなかでは、2014年に文庫クセジュから『セクトの宗教社会学』⁽⁵⁶⁾が邦訳出版されている(原書の初版が出たのは2004年)。『セクトに対峙する個人と国家』(2008)⁽⁵⁷⁾と『セクトの宗教社会学』は、相互補完的にリュカの議論の全体像を浮かび上がらせているが、今回は邦訳がなくより新しい前者を紹介する。後者は「近代社会におけるセクトとは何か」という問いに取り組んでいるのに対し、前者は「セクトからみる近代社会とは何か」という問いに取り組んでいる。リュカにとって、近代社会とセクトは互いを映し出す鏡となっている。

『セクトに対峙する個人と国家』におけるリュカの議論の特徴は、さまざまな時間と場所におけるセクト現象を通して、セクトと近代国民国家の関係性を分析している点である。本書は3部構成となっており、フランスのセクト対策に焦点を当てた第1部は「セクト—近代的な概念」、セクト対策から市民権の類型を試みた第2部は「セクトと市民共同体」、トランスナショナルな新宗教運動とネーションの関係性を描いた第3部は「弁証法的な開き—トランスナショナルな潮流に後押しされるセクトと防衛姿勢をとるネーション」と銘打たれている。

第1部では、フランスにおけるセクト対策の記述を軸に据えながらも、フランスを西洋社会のなかに位置づけて捉えている。1996年のギユイヤール報告書がもたらした西洋各国の反応を概観しつつ、セクト対策の比較のなかからフランスの特殊性が描き出される。フランスが他国に比べて激しいセクト対策を行う理由には、国家機関への侵入、マインドコントロールへの懸念、フランスではよく思われていない宗教と金銭との関係が挙げられるという。これに通底しているのが、ライシテというフランス的価値である⁽⁵⁸⁾。

第2部では、「象徴的境界線 *frontière symbolique*」に注目しながら、セクト対策を通じた市民共同体の類型化が試みられている。象徴的境界線とは、単純化を恐れずに言えば、文化的な暗黙の了解や「市民宗教」に近い。リュカはこうした観念を領域的に捉えることで、それを侵犯するセクトと、それを守ろうとするネーションの関係性に着目する。リュカによれば、この象徴的境界線が形成される仕方はさまざまであるから、セクトの一般的定義はありえない。

さて、第一の市民共同体の類型は、フランスに代表される「共和型」である。そこでは「政治

面において、個人＝市民は他者と自己を区別するあらゆる象徴・態度・実践・行動を放棄せねばならない。こうすることで、自由意志によって合意され、共に生きるという共通で唯一の願望により作り上げられた社会契約に則り、各市民が統合される」。しかし「国家が市民に均一な共和主義的規範に従うことを強制できる非民主主義的社会では、共和国モデルはかなり攻撃的な形態をとる」⁽⁵⁹⁾。これには中国が例として挙げられ、20世紀後半の法輪功の弾圧が検討される。第二の類型は、イギリスに代表される「多文化型」である。そこでは「共同体は公的な舞台においてその特色を示す権利をもつ。理論的には、共同体への帰属にもとづく特殊性を公に主張しながらも、市民になることができる」⁽⁶⁰⁾。とはいえ「あらゆる文化が平等だとされているのは、国家にとってナショナル・アイデンティティの形成はかなり難しい」⁽⁶¹⁾。この好例として1960年代以降積極的な多文化主義政策に移行したアメリカが扱われる。第三の類型は、ドイツに代表される「単一文化型」である。「文化的な理論では、ある文化が想像の統一性のもっとも重要な要素となってその他すべてを排除するほどに、その文化と国家の繋がりを強化する」⁽⁶²⁾。リュカは「かつての大日本帝国は民族文化主義モデルの典型例であり、それは今日でも民主主義の形態をとりながら継続している」⁽⁶³⁾と指摘する。

ヨーロッパ研究において、イギリス、ドイツ、フランスの三国をモデルにしながら理念型を形成するのは定番だが⁽⁶⁴⁾、リュカは、セクト対策を通して市民権の類型化を行っている。さらに、中国、アメリカ、日本という非ヨーロッパ諸国に類型を適用することで、同じ類型内での差異や類型間の差異にも目配りをきかせている。セクトという観点から大胆な国際比較を行うことはリュカの持ち味と言える。

第3部では、国民国家の地理的枠組みを超えてグローバルに活動するトランスナショナルな新宗教運動に焦点が当てられる。トランスナショナルな新宗教運動は、しばしば文化的な「トロイの木馬」として、受け入れ社会によって批判的に受け止められる。すなわち、「トランスナショナルな宗教団体はある土地に根ざしている。だから、それが普遍的だと考えている価値は、想像のナショナル・アイデンティティという産物としてしばしば衝突する」のである⁽⁶⁵⁾。

トランスナショナルな新宗教運動はその性格からして、近代的なネーションという概念に挑戦している。リュカは、ウェーバー・トレルチ的な類型論から弁証法的関係性を抽出して、それを現代のセクトとネーションに適用する。引き合いに出されるのが、B.アンダーソンが『想像の共同体』で用いた「ネーション」と「王国」の対比だ⁽⁶⁶⁾。リュカによれば、セクトは「王国」と同様に、近代的なネーションに対置される。言語、主権、歴史的時間性に特徴づけられるネーションに対して、セクトは聖なる言語、トランスナショナリズム、宇宙論的時間性に特徴づけられる。こうしたネーションとセクトの緊張関係から、リュカは「セクトに対する国家の警戒の度合いによって、特定の宗教的表現に対してそのネーションがどれほど弱いかを読み取ることができる」としている⁽⁶⁷⁾。

リュカの議論はセクト自体の分析ではなく、セクトとネーションとの弁証法的関係性の分析に向けられている。その上で、セクト論争と国家による対策の国際比較を試みて、市民共同体の類型化が行われている。このようにリュカの「セクトの社会学」は、セクトというレッテルを貼られた宗教運動だけでなく、そのレッテルを貼る世俗的なネーションをも照射している。

おわりに

ここまで、フランスにおけるセクト論争の諸研究を紹介してきた。第2章では日本の研究を紹介した。法学においてはセクト論争の第一段階から第三段階にかけて関心が維持されていたが、宗教社会学においては第二段階がとりわけ大きく扱われており、第三段階に入ってから、フランスのセクト論争研究は下火になっている。

フランスの研究を扱った第3章では4つの論集を通して、フランスにおけるセクト論争研究の動向を示した。セクト論争の第二段階においては、国家によるセクト対策への批判に議論が集中していたものの、時を経るにつれ、セクト論争が多角的に議論されるようになる。セクト論争が鎮静化した第三段階においては、セクト論争の国際比較までもが行われるようになっていく。近年では「イスラーム主義セクト」といったセクトという語の新たな用法もあるようだ。

第4章では、セクト論争研究をより詳しく検討するために、ベックフォード、エルヴェー＝レジェ、リュカの議論を扱った。ベックフォードとエルヴェー＝レジェの議論はセクト対策の第二段階にあたる。両者の議論は、セクトへの過剰な反応は従来の宗教制度およびライシテが新宗教運動の台頭によって機能不全に陥っていることの現れだと指摘している点では共通している。しかし、ライシテの捉え方は大きく異なる。ベックフォードは、ライシテを積極的なセクト対策をもたらした反宗教的なイデオロギーとして批判的に捉えている。一方のエルヴェー＝レジェは、ライシテをフランスの政治哲学や宗教制度と関係づけながら捉えている。最後に扱ったリュカの議論はセクト論争の第三段階にあたる。フランスのセクト論争を出発点として、より広い国際比較という視座のなかでセクト論争が扱われている。

ここまでサーヴェイした先行研究では、以下のことがらが論点とされていた。すなわち、法制度、宗教的自由と社会秩序の間の葛藤、信じることの様相の変化、ネーションとの関係性、強硬な共和主義、ライシテなどである。社会学的アプローチを用いることで引き出されるこれらの論点は、昨今注目を集めるイスラーム論争が抱える論点を多く共有していることが分かるだろう。このようにセクト論争は、社会との関係性のなかで再考することで、宗教研究およびフランス研究において、十分にアクチュアリティをもつことが可能なのである。以上のことから、筆者は、イスラーム論争とセクト論争をより総合的に扱う試みが今後求められると考える。こうした研究は、現代フランス社会と「宗教」の関わりを、より立体的に浮かび上がらせるだろう。

註

- (1) フランス語のライシテは、定義することが難しい多義的な言葉である。実際に、「政教分離」、「非宗教性」、「世俗主義」などと訳出される。法的もしくは制度的側面だけでなく、思想的側面をも含意しているのである。ライシテは革命以降のフランス史を通して構築されたのであり、時期によっても多様な側面をみせる。本稿で扱う議論のなかにも度々ライシテが登場するが、議論ごとに異なる意味合いや含みを帯びていることが分かるだろう。
- (2) 「ヨーロッパ対イスラーム」という図式に対する問題意識の下、工藤庸子は以下のように述べている。「政教分離の完了した現代ヨーロッパと政教分離を認めぬイスラームとの衝突な

- どという明快すぎる話は、疑ってかかることにしよう。今日の「キリスト教世界」は、宗教をめぐる同じ認識、同じ制度を共有する「われわれ」という主体を構成してはいない。それと同じく「イスラーム世界」の人びとも、一丸となって西欧への怒りを滾らせている集合体ではあるまい。「キリスト教世界」も「イスラーム世界」も括弧付きであり、語意に対応する実態を境界線で囲い込むことなどできるはずはない。いわば思考の手続きとして、とりあえず想定された概念でしかないことを強調しておこう。工藤庸子「まえがき」(ルネ・レモン『政教分離を問いただす』工藤庸子、伊達聖伸訳・解説、青土社、2010年)、7頁。
- (3) 小泉洋一によると、1990年代から2001年頃まではセクトの問題がメディアでも大きく取り上げられていたが、以降はあまり注目されなくなった。この理由としては、フランスでセクト対策が進み、セクト集団が以前より慎重に活動していることがあるという。小泉洋一「フランスにおけるセクト対策と信教の自由」(『甲南法学』第46巻4号、2006年)、329頁。
- (4) 小泉洋一は、議会在イニシアティブをとり行政がそれを引き継ぐという、フランスではめずらしい現象が「セクト規制法」と「スカーフ禁止法」に共通していることを指摘している。前掲論文、331頁。
- (5) こうした見方に立った研究としては以下がある。ジェームズ・A・ベックフォード「宗教社会学：控えめな社会構築主義の視点から」(『南山宗教文化研究所研究所報』第25号、2015年)。Peter Beyer, “Conceptions of Religion: On Distinguishing Scientific, Theological, and ‘Official’ Meanings”, (Social Compass 50-2, 2003).
- (6) E.デュルクム『社会分業論』(上)井伊玄太郎訳、講談社、1989年、142-143頁。
- (7) この報告書は1983年に提出されたものの、正式に刊行されたのは1985年になってからである。Alain Vivien, *Les sectes en France: Expressions de la liberté morale ou facteurs de manipulations?*, rapport au premier ministre, Documentation française, 1985.
- (8) 森孝一『宗教からよむ「アメリカ」』講談社、1995年、163-175頁。
- (9) 太陽寺院の集団自殺事件は、「虐殺」とする見方もある。辻由美『カルト教団太陽寺院事件』新潮社、2000年。
- (10) Assemblée Nationale, Rapport n°2468, *Les Sectes en France*, 1996.
- (11) こうした議論的枠組みの設定は、伊達聖伸「ライシテへの3つのアプローチ：マルセル・ゴーシェ、ジャン・ボベロ・ルネ・レモンの著作にみる研究動向の一断面」を参考に行っている。この論考は先に述べた多面体としてのライシテの「見え方」を、3者の議論を通して映し出している。伊達聖伸「ライシテへの3つのアプローチ—マルセル・ゴーシェ、ジャン・ボベロ・ルネ・レモンの著作にみる研究動向の一断面」(『宗教法』31巻、2012年)。
- (12) 本稿で詳しく紹介するものの他にも、法学的アプローチからは以下のものがある。井田洋子「フランスにおけるセクト対策の変遷とライシテのゆくえ：セクト規制特別法の制定をうけて」(『法と政治』53巻1号、2004年)。中島宏「フランス公法と反セクト法」(『一橋法学』1巻3号、2002年)。中島宏「フランスのセクト規制法：敵対か？受容か？」(『宗教法』23号、2004年)。
- (13) 大石眞「いわゆるセクトをめぐる法律問題(一)—教会・国家関係の新局面」(『法政研究』第58巻1号、1991年)。同上「いわゆるセクトをめぐる法律問題(二)—教会・国家関係

- の新局面」(『法政研究』59巻1号, 1992年)。同上「いわゆるセクトをめぐる法律問題(三・完) —教会・国家関係の新局面」(『法政研究』59巻2号, 1993年)。
- (14) 大石前掲論文(1991), 2頁。
- (15) 同論文, 5頁。
- (16) 小泉洋一『政教分離の法』法律文化社, 2005年, 67-96頁。
- (17) 小泉前掲論文(2006)。
- (18) 同論文, 341頁。
- (19) 阿部美哉『現代宗教の反近代性』玉川大学出版部, 1996年, 204-251頁。
- (20) 同書, 236頁。
- (21) 中野毅『宗教の復権——グローバリゼーション・カルト論争・ナショナリズム』東京堂出版, 2002年, 170-226頁。
- (22) ed. by Massimo Introvigne, et J. Gordon Melton, *Pour en finir avec les sectes : Le débat sur le rapport de la commission parlementaire*, Milan: CESNUR-di Giovanni, 1996.
- (23) Massimo Introvigne, « Sectes » et « droit de persécution » : les raisons d'une controverse”, (in ed. by Massimo Introvigne, et J. Gordon Melton, in Ibid), pp.15-55.
- (24) フランス・プロテスタント連盟 Fédération protestante de France は, 1905年法の立法を受けて成立した, プロテスタント諸宗派による連合組織。現在約20の教会が参加している。
- (25) フランス司教会議 Conférence épiscopale française は, 海外県・海外領土を含むフランス全土の枢機卿および司教が参加する組織。定期的に会議が開かれる。
- (26) Françoise Champion, et Martine Cohen (eds.), *Sectes et Démocratie*, Paris : Seuil, 1999.
- (27) Jean Baubérot, « Laïcité, sectes, sociétés », (in Ibid).
- (28) INFORM (Information Network Focus on Religious Movements: 1988-) とは, 新宗教運動やカルトと呼ばれる集団に関する, 最新かつ正確な情報を収集・発信するために, 宗教学者アイリーン・バーカーによってイギリスで設立された公益法人である。『セクトと訣別するために—議会会員報告書に関する議論』と『EUにおける新宗教運動とセクト的逸脱への規制にはいかなるものがあるか』には, INFORM の活動内容を紹介したバーカーの論考が収録されている。Eileen Barker, “Commentaire d'un sociologue anglais sur le rapport « Les Sectes en France »”, (in op.cit., ed. by Massimo Introvigne, et J. Gordon Melton), pp.139-148. Eileen Barker, “INFORM : A British Cult-Watching Group”, (in *Quelles réglementations pour les nouveaux mouvements religieux et les dérives sectaires dans l'Union européenne ?*, ed. by Nathalie Luca, Aix-en-Provence : Presses universitaires d'Aix-Marseille, 2011), pp.123-136.
- (29) Silvio Ferrari, « Le droit européen en matière religieuse et ses conséquences pour les sectes », (in *Sectes et Démocratie*, ed. by F. Champion and M. Cohen, Paris: Seuil, 1999).
- (30) Ibid. p.272.
- (31) Nathalie Luca (2011), op.cit.
- (32) カトライシテ (catho-laïcité) とは, 宗教的中立性を謳うフランスのライシテが, 事実上

はカトリック文化の遺産を受け継ぐものであることを強調する際に用いられる表現。

- (33) Jean-Paul Willaime, “Europe et religions”, (in *Ibid*), pp.13-24.
- (34) Patrice Roland, “Introduction”, (in *Ibid*), pp.57-61.
- (35) *Ibid*. pp.60-61.
- (36) *Le Monde des religions: Les sectes et les nouveaux mouvements religieux*, 2013.
- (37) Eric Vinson, “« Secte » ?, vous avez dit « secte » ?”, (in *Ibid*), pp.5-8.
- (38) セルジュ・ブリスコ Serge Brisko (1950-) は元社会党代議士で現在 Miviludes 代表。2012 年にフランソワ・オランド大統領に Miviludes 代表として任命され、三年の任期を経て 2015 年 10 月に再び任命され 2015 年現在 2 期目を務める。Miviludes の歴代代表は以下。2002-2005 年ジャン＝ルイ・ラングレ, 2005-2008 年ジャン＝ミシェル・ルレ, 2008-2012 年ジョルジュ・フェネック, 2012 年-セルジュ・ブリスコ。
- (39) *Ibid*. pp.82-83.
- (40) James A. Beckford, “ ‘Laïcité,’ ‘Dystopia,’ and the Reaction to New Religious Movements in France ”, (in *Regulating Religion*, ed. by James T. Richardson, New York: Kluwer Academic / Plenum Publishers, 2004), p.27-40.
- (41) *Ibid*. p.27.
- (42) *Ibid*. p.32.
- (43) *Ibid*. p.36.
- (44) *Ibid*. p.36.
- (45) *Ibid*. p.39.
- (46) 伊達聖伸「ライシテの変貌—左派の原理から右派の原理へ?」(『ソフィア—西洋文化ならびに東洋文化交流の研究』第 60 巻 2 号, 2012 年)。
- (47) 小泉前掲書 (2005)。伊達聖伸『ライシテ, 道徳, 宗教学』勁草書房, 2010 年。ジャン・ボベロ『フランスにおける脱宗教性の歴史』三浦信孝・伊達聖伸訳, 白水社, 2009 年。
- (48) ルネ・レモン前掲書 (2010)。
- (49) *Ibid*. p.219-220.
- (50) Danièle Hervieu-Léger, *La religion en miettes ou la question des sectes*, Paris : Calmann-Lévy, 2001.
- (51) *Ibid*. pp.26-27.
- (52) *Ibid*. p.56.
- (53) *Ibid*. p.61.
- (54) *Ibid*. pp.73-118.
- (55) *Ibid*. pp.179-209.
- (56) Nathalie Luca, *Les Sectes*, Coll. « Que sais-je » n.2519, Paris: PUF, 2011. 伊達聖伸訳『セクトの宗教社会学』白水社, 2014 年。
- (57) Nathalie Luca, *Individus et pouvoirs face aux sectes*, Paris: Armand Colin, 2008.
- (58) *Ibid*. pp.67-72.
- (59) *Ibid*. pp.105-106.

- (60) Ibid. p.107.
- (61) Ibid. p.109.
- (62) Ibid. p.110.
- (63) Ibid. p.111.
- (64) イスラームのヴェール論争を中心に、イギリス・フランス・ドイツの3点比較を行った研究が近年邦訳されている。クリスチャン・ヨブケ『ヴェール論争』伊藤豊・長谷川一年・竹島博之訳，法政大学出版局，2015年。
- (65) Nathalie Luca(2008), *op. cit.* pp.256-257.
- (66) ベネディクト・アンダーソン『定本 想像の共同体—ナショナリズムの起源と流行』白石隆・白石さや訳，書籍工房早山，2007年。
- (67) Nathalie Luca, *op. cit.* pp.261-262.